《循環型社会推進課》

資料１

１　循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物は出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという循環型社会を形成することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒを端的に表す「もったいない」をキーワードとした総合的な啓発活動のほか、食品ロスや廃プラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、岡山県循環型社会形成推進条例等に基づく各種事業を実施する。

(1) 循環型社会に向けた意識の改革の推進

ア　おかやま・もったいない運動の推進

３Ｒについての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催、小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施など、各種啓発活動を展開する。また、食品ロス削減に向け、食品ロス削減月間キャンペーンをはじめとする啓発事業を実施するとともに、食品関連事業者とフードバンクとをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を運用する。

イ　ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村、企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、３Ｒに関する実践的な取組を推進する。

(2) 廃棄物等の発生抑制と循環的利用の推進

ア　再生品の使用促進

リサイクル製品の需要を喚起するため、県民・事業者に対し、再生品の使用促進に関する指針の周知・徹底を図るとともに、岡山県エコ製品の認定及びＰＲ事業を実施する。

また、県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品を中心としたグリーン調達を全庁的に推進する。

イ　環境にやさしい企業づくり

環境にやさしい企業づくりを促進するため、岡山エコ事業所の認定及び認定事業所のＰＲ事業を実施する。

また、県内の企業の大部分を占める中小企業における３Ｒの取組を促進するためのアドバイザーを派遣する。

ウ　循環資源情報提供システムの運営支援

循環資源総合情報支援センターにおいて、県民・事業者に対し、廃棄物に関する各種情報を発信するとともに、事業活動に伴って発生する廃棄物を循環資源として他の事業者が有効に活用する機会を提供するシステムを運用する。

エ　プラスチック３Ｒ＋Renewable の推進

廃プラスチックの削減に向けて、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減キャンペーンの実施、積極的にプラスチックの３Ｒに取り組む事業所の登録・ＰＲなど、プラスチックごみの発生抑制と円滑なリサイクルについての啓発事業を実施する。

オ　廃棄物処理計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、本県の

廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、関係者全ての指針とするため、「第６次岡山県廃棄物処理計画」を策定する。

(3) 各種リサイクル法の運用

ア　容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化を実施し、それぞれの役割分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村の分別収集計画を取りまとめた「第 11 期岡山県分別収集促進計画（令和８～令和 12 年度）」により市町村に助言等を行う。

イ　家電リサイクル法

小売業者、製造業者等に義務付けられている、廃棄された使用済家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の引き取り、再商品化（リサイクル）が円滑に行われるよう、法を所管する国や市町村と連携を図る。

ウ　食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進するため、法を所管する国と連携を図る。

エ　建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物について、適切な再資源化等が図られるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を確保する。

オ　自動車リサイクル法

使用済自動車を取り扱う事業者に対し、適切な引取・引渡及び再資源化がなされるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び適正な処理を確保する。

カ　小型家電リサイクル法

市町村が回収した使用済小型電子機器（携帯電話、パソコン、電子レンジ等）を、再資源化を行う事業者が引き取り、金や銅その他有用金属などの資源の有効な利用の確保が図られるよう、法を所管する国と連携を図りながら市町村に助言等を行う。

キ　プラスチック資源循環法

プラスチックの資源循環を促進するため、県民・事業者に対し情報提供や３Ｒ＋Renewableの取組への支援を行う。また、市町村に対し、法で求められたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化が円滑に行われるよう助言を行う。

２　一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理事業の支援

市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、適正な処理を行うことができるよう、国の循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備等について、市町村に対する助言等の技術的援助を行う。

また、人口減少やごみの排出量の減少などの社会情勢に鑑み、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、新たに「長期ごみ処理広域化・集約化計画」を「第６次岡山県廃棄物処理計画」の一部として策定する。

(2) 浄化槽対策の推進

汚水処理施設の整備を図るための長期的なプランである「クリーンライフ 100 構想」に基づき、国や市町村と連携して合併処理浄化槽の設置費に対する助成を行い、設置促進を図るとともに、浄化槽管理者に対して維持管理の適正指導等を行う。

また、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る撤去費用や宅内配管工事費用等についても助成の対象とし、その促進を図る。

(3) 災害廃棄物処理対策

平成 30 年 7 月豪雨災害の対応を踏まえて見直した「岡山県災害廃棄物処理計画（改訂版）」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物が処理されるよう、研修等を通じて市町村や協定締結団体等との連携体制を強化するとともに、市町村の対応力向上が図られるよう助言等を行う。

(4) 海ごみ対策の推進

海ごみの発生抑制対策を効果的に実施するため漂着ごみの実態を把握するとともに、海ごみの現状や発生原因を周知し、県内全域における当事者意識の醸成と海ごみの発生抑制等を推進するため、県内一丸となった海ごみ削減キャンペーン「おかやまゴミ退治大作戦」の展開やアプリを活用した県民参加型のごみ拾いキャンペーンを実施する。

また、海につながる河川等での清掃ボランティア活動により回収したごみの運搬・処分に係る支援や、海岸漂着物対策に対する熱意と識見を有する者として県が認定する「おかやまオーシャンクリーンサポーター」が行うボランティア団体への助言や情報提供等により、回収活動のさらなる活性化を図る。

さらに、市町村が行う海ごみの回収・処理、発生抑制対策事業を支援するとともに、引き続き、瀬戸内オーシャンズＸの活動を通じて多様な主体と連携し、調査研究成果に基づいた海ごみ対策を実施する。

(5) 不用品回収業者対策

収集された使用済家電を保管又は処分する業者に対し、廃棄物処理法に基づく届出や適切な保管・処分がなされるよう、市町村と連携して監視・指導を実施する。

３　産業廃棄物対策

(1) 排出事業者責任の徹底・強化

ア　廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者が自らの処理責任において適正処理することが原則であることをあらゆる機会を通じて周知するとともに、処理基準及び委託基準の遵守並びに産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正な運用に関する指導を行う。

イ　多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画や当該計画の実施状況報告等を活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を行う。

(2) 適正処理の推進

ア　処理業者の育成・指導

産業廃棄物処理業の許可に当たっては、廃棄物処理法に基づき厳正な審査を行う。また、処理業者に対しては、立入検査等を実施し適切な指導を行うとともに、（一社）岡山県産業資源循環協会が行う適正処理に係る研修会等の開催に対する支援や処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成などにより、処理業者の育成を図る。

イ　産業廃棄物処理情報の管理

排出事業者から提出される産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び処分業者に提出を求めている処分実績報告書を整理し、事業者への指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進捗管理を図るため、産業廃棄物の排出量や処理状況等について経年的に分析する「産業廃

棄物実態調査」を行う。

(3) 不法投棄等不適正処理の防止

ア　不法投棄等防止啓発

不法投棄防止啓発のための新聞広告、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却などの不適正処理の発見時等における早期通報等を呼びかける。

イ　産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入に際し、排出事業者に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、警察の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、運搬中の廃棄物やマニフェストの確認等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を防止する。

ウ　不法投棄等監視指導体制強化

産業廃棄物の監視指導を専門に行う産業廃棄物監視指導員を各県民局及び地域事務所に配置するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う環境監視指導員を各地域事務所に配置し、機動的な監視体制、不適正事案に対する対応体制を確保する。

また、休日・夜間等の監視パトロールの民間委託、不法投棄 110 番の設置、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不適正処理現場でのドローンの活用、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を促進するとともに、不法投棄等の早期発見、早期対応に向け、国や市町村、警察等と連携し、初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

エ　産業廃棄物対応力強化

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、中小企業診断士等の協力を得て処理業者等の経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図られるよう対応力を強化する。

(4) ＰＣＢ廃棄物処理の推進

特別措置法により処分期限が定められているＰＣＢ廃棄物について、保管状況の届出、適正な保管、期限内の確実な処分等を指導する。

(5) 産業廃棄物処理税の活用

リサイクルビジネスの創出などの「産業活動の支援」、不法投棄監視などの「適正処理の推進」、３Ｒの啓発などの「意識の改革」の各分野に産業廃棄物処理税収入を充当し、産業廃棄物の減量化、適正処理を推進する。

資料２

第６次岡山県廃棄物処理計画の策定について

県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき岡山県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化やリサイクルの推進、食品ロスの削減等の施策を総合的かつ計画的に進めている。

このたび、第５次計画の計画期間が終了したことに伴い、次期計画を策定する。

１　計画の概要

（１）計画期間　令和８年度～令和１２年度

（２）計画策定にあたっての検討内容

廃棄物処理法に定める事項に関し、現状と課題を整理し、第５次計画の達成状況や廃棄物処理をめぐる状況の変化、国の廃棄物処理や食品ロス削減に関する基本方針の変更などを踏まえながら、新たな目標やその達成に向けた基本施策の方向性、取組について検討する。

【廃棄物処理法に定める事項】

ア　廃棄物の発生量及び処理量の見込み

イ　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

ウ　一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

エ　産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

オ　非常災害時における、イ～エに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

２　スケジュール（予定）

令和８年１０月　環境審議会へ諮問
　　計画素案の作成
　　（パブリックコメント・市町村や関係団体への意見照会）

令和９年　１月　最終案とりまとめ
　　２月　環境審議会から答申
　　３月　計画の策定、公表

資料３

第６次岡山県廃棄物処理計画
（概要案）

１　計画策定の趣旨等

（１）趣旨及び背景

本県では、令和４年３月に「第５次岡山県廃棄物処理計画」を策定し施策を展開してきました。このたび、サーキュラーエコノミーへの移行、脱炭素社会の実現、災害廃棄物対策の強化など新たな課題へ対応し持続可能な循環型社会への転換を進めるため、第 5 次計画の進捗を点検した上で「第６次岡山県廃棄物処理計画」を策定します。

（２）計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に関する国の基本方針に即して定めるもので、本県においては、「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」を上位計画として策定することとします。

（３）計画の期間

令和８(2026)年度～令和 12(2030)年度の５年間

２　廃棄物の現状と課題

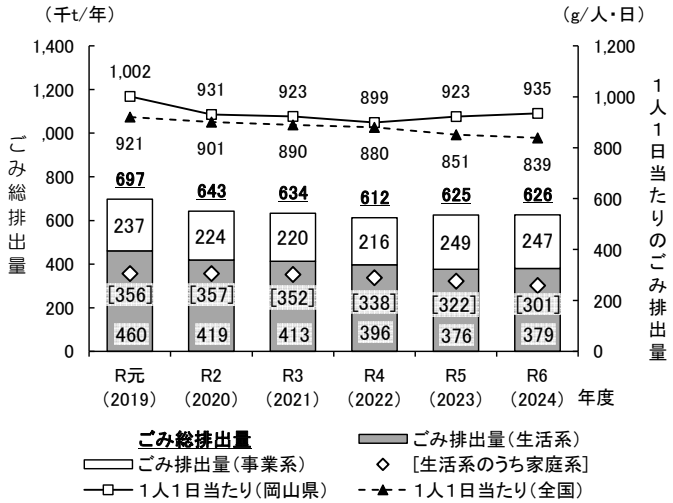
（１）一般廃棄物

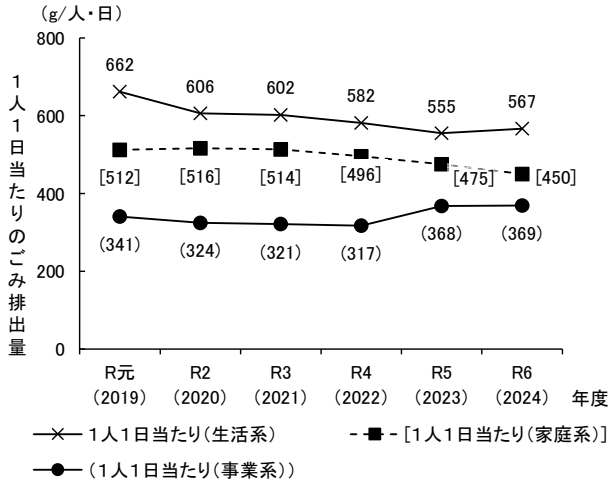
①現状

＜一般廃棄物（ごみ）の排出状況＞

○令和元(2019)年から令和４(2022)年まで減少傾向にあった岡山県のごみ総排出量及び県民１人１日当たりの排出量は、その後増加に転じ、令和 6(2024)年度にはそれぞれ約 626 千ｔ、935.5g となっています。

○令和 6(2024)年度のごみ総排出量（約 626 千ｔ）の内訳は生活系ごみが約 379 千ｔ（約 60.6%）、事業系ごみが 247 千ｔ（約 39.4%）となっており、生活系ごみが減少傾向にある一方で、事業系ごみは令和元(2019)年から令和４(2022)年まで減少したのち増加に転じています。





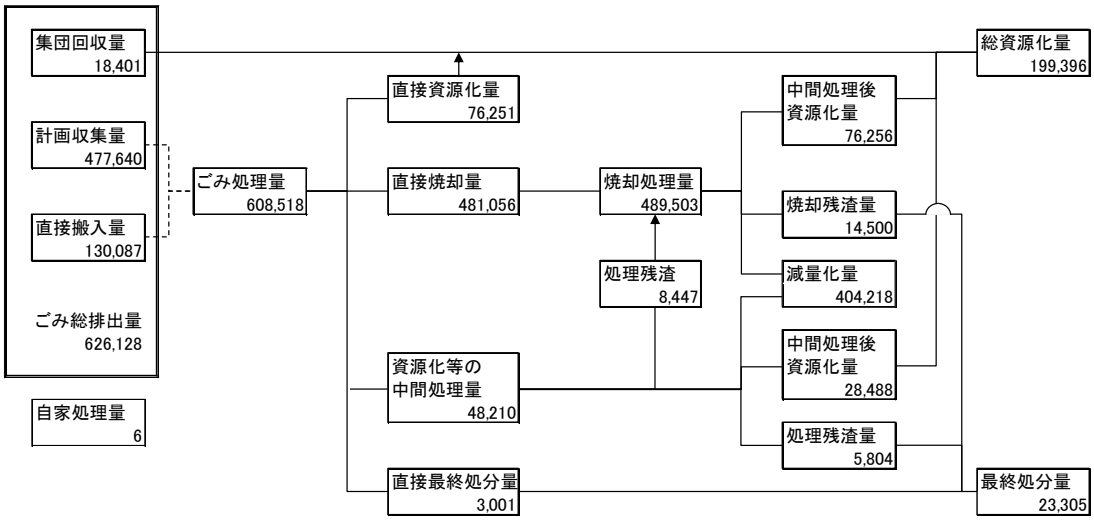
＜一般廃棄物（ごみ）の処理状況＞

○令和 6(2024)年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は約 626 千ｔで、集団回収量を除いたごみ処理量は約 609 千ｔとなっています。

○直接焼却処理された量が約 481 千ｔ、破砕・選別等により中間処理された量が約 48 千ｔ、直接資源化された量が約 76 千ｔ、中間処理されずに直接最終処分された量が約３千ｔとなっています。

○総資源化量（直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の合計）は、約 199 千ｔ、最終処

分量（直接最終処分量、焼却残渣量、処理残渣量の合計）は、約 23 千ｔとなっています。また、約 404 千ｔが中間処理により減量化されています。

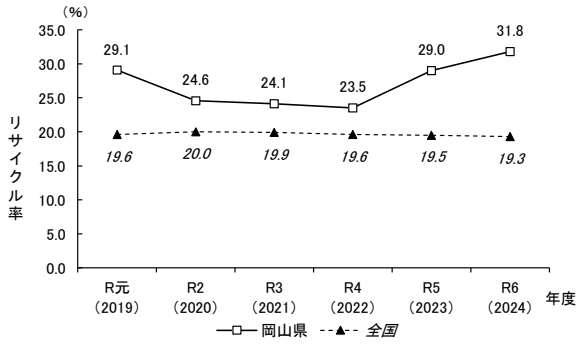


（単位：t/年）

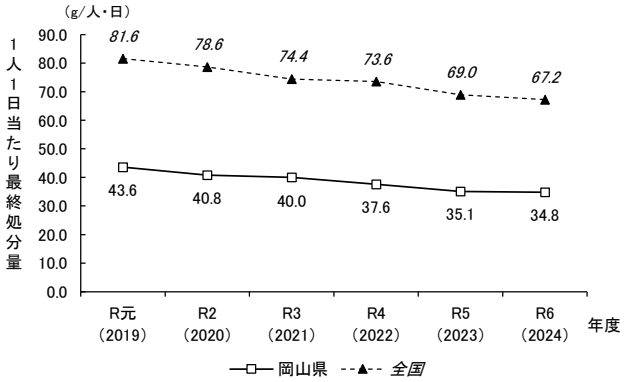
＜リサイクル率、最終処分量＞

○本県のリサイクル率は近年増加傾向であり、令和６(2024)年度は、31.8%で全国平均（19.3%）を大きく上回り、全国第１位となっています。

○本県の １ 人１日当たりの最終処分量は減少傾向であり、令和６(2024)年度は 34.8ｇで全国値（67.2ｇ）を大きく下回っています。



備考：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100



＜広域的な処理の状況＞

○ごみ処理の広域化については、平成 10（1998）年３月に「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定後、平成 19（2007）年３月に県下を６ブロックに分けた「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定し、第５次計画においても、引き続きこの際のブロック区割りの考え方と取組を受け継いでおり、ごみ処理の広域化・集約化は平成９年度と比較し、ごみ焼却施設の数は約半数になる等、一定程度進んでいます（「６　長期ごみ処理広域化・集約化計画」に掲載）。

②第５次計画目標の達成状況

○第５次計画で設定された一般廃棄物処理の目標は、いずれも概ね達成しています。

区分＼項目		排出抑制（ごみ排出量）	排出抑制（うち家庭系ごみ量）	リサイクル率	最終処分量
第５次計画（目標年度：令和７年度）	目標値	935 g/人･日	477g/人･日	23.1 %	64.1 t /日
現状（令和６年度実績）		935.5 g/人･日	450.1g/人･日	23.5 %（31.8%）	63.8 t /日
目標の達成状況		概ね達成	達成	達成	達成

備考）リサイクル率は、第５次計画の目標値を参考に、倉敷市のガス化溶融分を除いた値を示す。
（ ）内は、ガス化溶融分を含めた値を示す。

③ごみ処理に関する課題

	一般廃棄物（ごみ）処理に関する課題
(1) 3Rとサーキュラーエコノミーの推進	3R の推進に加え、資源制約や脱炭素化に対応したサーキュラーエコノミーへの移行が必要です。
(2) ごみ処理施設の計画的な整備	施設の計画的整備・長寿命化を進め、エネルギー回収や災害対応力を強化した持続的な体制確保が重要です。
(3) 持続可能で効率的な一般廃棄物処理体制の確保	人口減少や施設老朽化に対応するため、ごみ処理の広域化・集約化や市町村間の連携強化を進める必要があります。
(4) 災害廃棄物処理体制の構築	大規模災害時の多量な災害廃棄物に対し、迅速な処理を行えるよう備えをさらに充実させる必要があります。

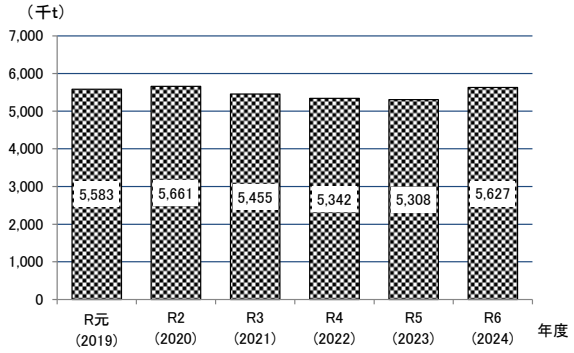
（2）産業廃棄物

①現状

＜産業廃棄物の排出状況＞

○令和 6(2024)年度は、産業廃棄物の排出量（農業を除く）は 5,627 千ｔとなっています。

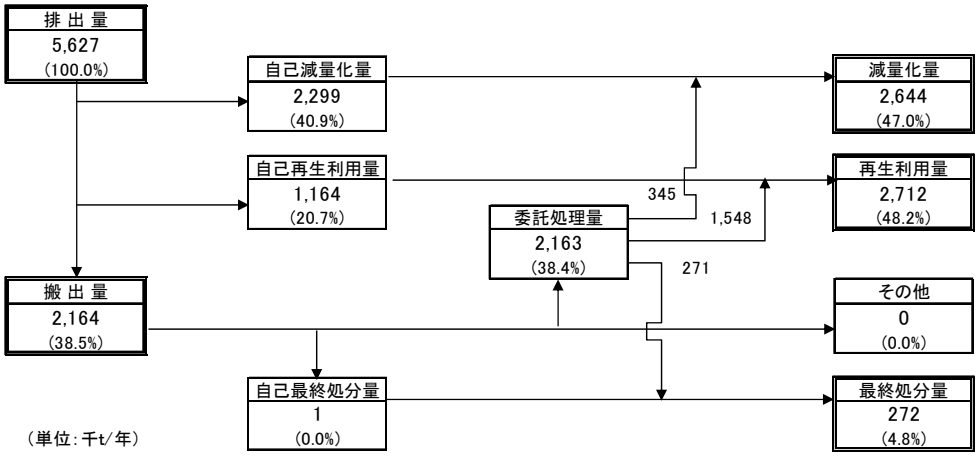
○令和 2(2020)年度に一度増加し、その後は減少傾向にありましたが、令和 6(2024)年度には再び増加に転じています。



＜産業廃棄物の処理状況＞

○令和６(2024)年度の産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理により 2,644 千ｔ（排出量の 47.0%）が減量化され、2,712 千ｔ（同 48.2%）が再生利用されています。

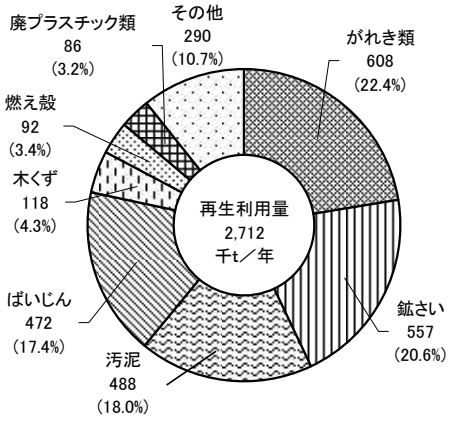
○最終処分量は、272 千ｔ（同 4.8%）となっています。

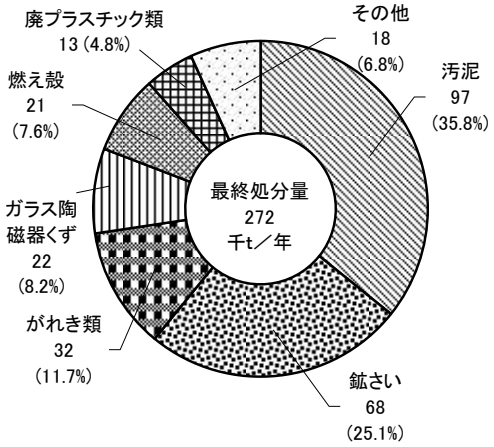


＜再生利用量、最終処分量＞

○再生利用量を種類別にみると、がれき類が 608 千ｔ（再生利用量の 22.4%）で最も多く、次いで鉱さい、汚泥、ばいじん、木くず、燃え殻、廃プラスチック類等となっています。

○最終処分量を種類別にみると、汚泥が 97 千ｔ（最終処分量の 35.8%）で最も多く、次いで鉱さい、がれき類、ガラス陶磁器くず、燃え殻、廃プラスチック類等となっています。





備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

②第５次計画目標の達成状況

〇第５次計画で設定された産業廃棄物処理の目標は、いずれも概ね達成しています。

区分＼項目		排出量	リサイクル率	最終処分量
第５次計画（目標年度：令和７年度）	目標値	5,626 千ｔ/年	47.0 ％	271 千ｔ/年
現状（令和６年度実績）		5,627 千ｔ/年	48.2 ％	272 千ｔ/年
目標の達成状況		概ね達成	達成	概ね達成

③産業廃棄物処理に関する課題

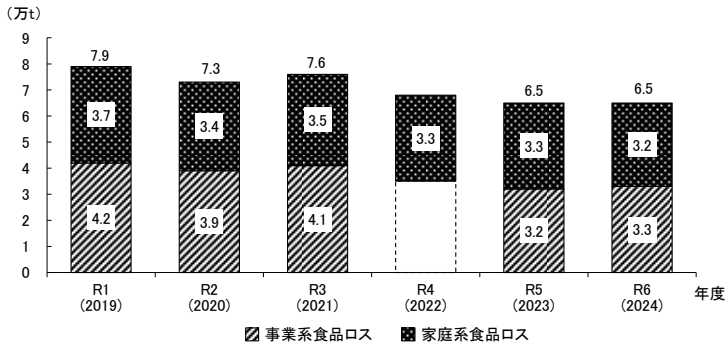
	産業廃棄物処理に関する課題
(1)最終処分量の一層の削減	景気動向に留意しつつ3Rやサーキュラーエコノミーを推進し、最終処分量を一層削減する必要があります。
(2)排出事業者責任の徹底	産業廃棄物の処理責任がある排出事業者は、マニフェスト等を活用し、最終処分までの処理の把握と適正処理を徹底する必要があります。
(3) 優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成	情報公開などを行う優良事業者を育成しつつ、監視指導や意識改革を推進する必要があります。
(4)産業廃棄物処理施設の安定的確保	最終処分場の残余年数不足に対応するため、排出削減とともに、公共関与により、計画的に処分容量を確保する必要があります。

（３）食品ロス

①現状

〇本県の食品ロス量（令和 6(2024)年度推計値）は 6.5 万ｔで、県民１人１日あたりでは約 97ｇとなっています。

〇全体として減少傾向にあり、家庭系は直接廃棄 1.4 万ｔ、食べ残し 1.3 万ｔ、過剰除去0.5万ｔであり、事業系は食品製造業から2.0万ｔ、食品小売業から0.7万ｔ、外食産業から 0.6 万ｔ、食品卸売業から 0.1 万ｔが発生しています。



②食品ロスに関する課題

	食品ロスに関する課題
事業系食品ロスの削減	販売には適さないがまだ食べられる食品の有効活用や、外食における食べ残しの回避といった対策が必要です。
家庭系食品ロスの削減	余分な食品を買わない、食べ残しを減らす等、食品ロスの発生抑制に関する情報提供等が必要です。

3 基本理念及び基本方針

（１）基本理念

◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築

◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

（２）基本方針

① 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進

資源循環と脱炭素化を両立し、地域循環共生圏の形成を目指します。

② 排出者の責務の徹底・強化

県民・事業者の責務を明確にし、廃棄物対策の徹底を図ります。

③ 廃棄物の適正処理体制の確立

法令遵守のもと、適正処理と不法投棄防止を推進します。

④ 廃棄物情報の共有化と相互理解

情報提供や普及啓発を通じて、県民・事業者・行政間の相互理解を深めます。

⑤ 食品ロスの削減

教育や地域連携により、持続可能な社会の実現を目指します。

⑥ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

災害時の迅速な処理に向けた体制を構築します。

4 廃棄物の目標

本県の課題や国の目標の考え方を踏まえて、第６次計画における廃棄物の目標を次のとおり設定します。

（１）一般廃棄物の目標

項目		現状（令和６(2024)年度）	目標（令和12(2030)年度）
抑制 排出	ごみ総排出量	626.1千t/年	557.0千t/年
	１人１日当たり排出量	935.5g	868.9g
	１人１日当たり家庭系ごみ排出量	450.1g	431.0g
１人１日当たりごみ焼却量		731.3g	671.8g
資源化（リサイクル率）		23.5% ※ガス化溶融分を除く	28.0%
最終処分（１日当たり最終処分量）		63.8t	56.8t

（２）産業廃棄物の目標

項目	現状（令和６(2024)年度）	目標（令和12(2030)年度）
排出量	5,627千t/年	5,395千t/年
リサイクル率	48.2%	48.2%
最終処分量	272千t/年	255千t/年

（３）食品ロスの目標

項目		現状（令和６(2024年度)度）	目標（令和12(2030)年度）
抑制排出	家庭系食品ロス量	3.2万t	2.9万t
	事業系食品ロス量	3.3万t	3.2万t
食品ロス問題に取り組む消費者の割合		73.7%	80%以上

5 目標達成等に向けての取組

（１）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進	プラスチック３R＋Renewableの推進、再資源化、事業者支援　等
（２）排出者の責務の徹底・強化	自主的な取組推進、リサイクル関連法の周知・指導強化　等
（３）廃棄物の適正処理体制の確立	海ごみ対策、ごみ処理の広域化・集約化、適正処理困難物対策　等
（４）廃棄物情報の共有化と相互理解	環境教育・学習の推進、情報提供、各種指針等の活用　等
（５）食品ロスの削減	普及啓発、事業系食品ロス削減の推進、未利用食品の活用支援　等
（６）災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え	災害廃棄物処理計画の策定、県内外の連携体制の整備　等

6 長期ごみ処理広域化・集約化計画

（１）趣旨・経緯

令和６（2024）年３月、国から人口減少やごみの排出量の減少、脱炭素化の推進など現在及び将来の社会情勢を踏まえ、長期的な広域化・集約化計画の策定を求める通知があったため、岡山県長期ごみ処理広域化・集約化計画を策定します。

（２）現在までの評価

平成９年（1997）年度に岡山県ごみ処理広域化計画を策定し、現在まで広域化に取り組んできたところ、当時と比較するとダイオキシン類排出量は99%削減され、ごみ焼却施設数は半数を下回り、平均規模も約２倍となっています。

項目	岡山県ごみ処理広域化計画策定時（1997年度）	現状	削減率 増加率
ダイオキシン類排出量	90g-TEQ (注1) /年	0.86g-TEQ/年（2024年度実績）	-99%
ごみ焼却施設数	38施設	17施設（2026年４月実績）	-55%
施設の平均規模	68t/日	134t/日（2026年４月実績）	+96%
発電量	4万MWh/年	10.65万MWh/年（2024年度実績）	+166%

（注１） TEQ（毒性等量）とは、ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に用いられる記号で、ダイオキシン類の異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度であることを示す。

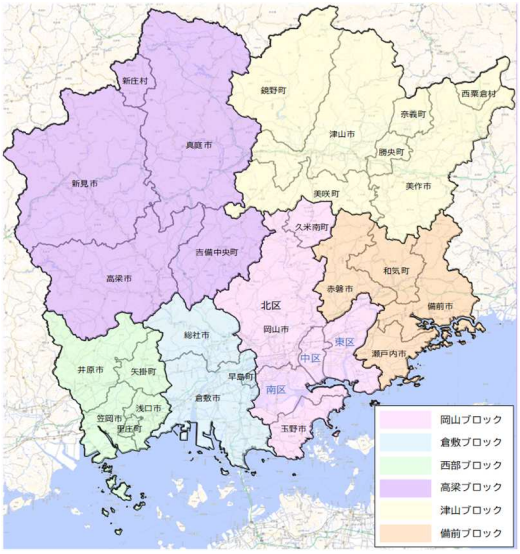
（３）現状と将来予測等

各ブロックにおける令和６（2024）年度の状況と令和３２（2050）年度の予測値は下表のとおりであり、いずれのブロックにおいてもごみ焼却量が減少する見込みです。

	令和６（2024）年度				令和32（2050）年度			
	人口（人）	ごみ排出量（t/年）	焼却量（t/年）	処理能力（t/日）	人口（人）	ごみ排出量（t/年）	焼却量（t/年）	処理能力（t/日）
岡山ブロック	754,559	283,983	191,817	728	655,978	247,934	163,022	618
倉敷ブロック	554,392	187,578	168,497	639	481,900	162,626	144,428	548
西部ブロック	136,733	39,704	32,834	125	89,399	28,152	23,885	91
高梁ブロック	104,187	33,964	27,413	104	60,834	22,655	17,850	68
津山ブロック	162,631	47,362	41,742	158	114,610	36,748	32,313	123
備前ブロック	121,280	33,537	27,200	103	86,443	25,328	21,506	82

（４）計画の方向性

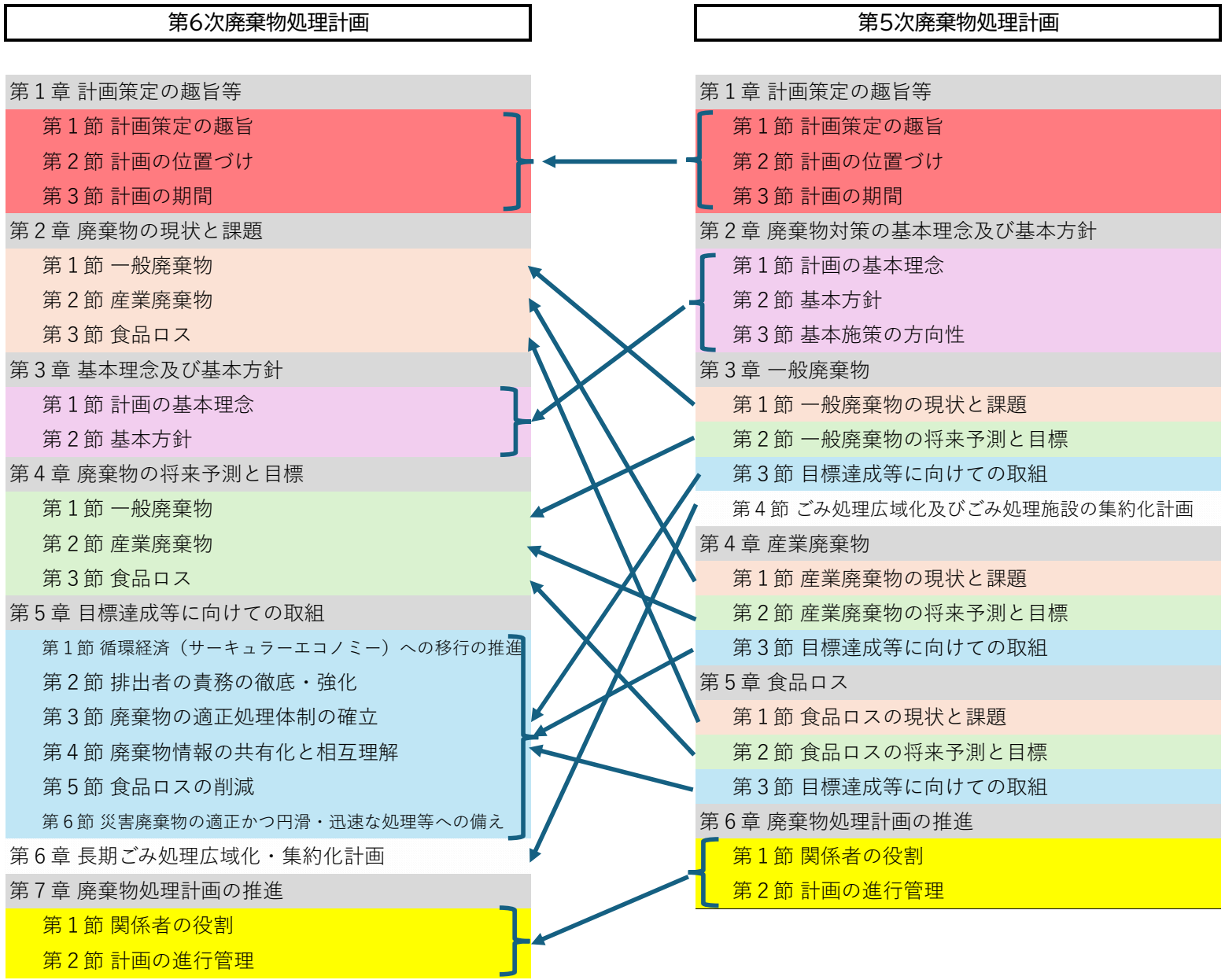
○目標年度は国の通知に基づき令和 32（2050）年度とします。
○ブロック割は現在の６ブロックを継続します。
○ブロック内でのごみ焼却施設の規模は 100t/日以上を基本とします。
○100t/日以上の施設整備が見込めないブロックについては、官民連携施設の整備やブロックを超えた受託・委託処理も見据え、ブロック内において方向性を検討します。
○概ね５年ごとに、内容の点検を行い、柔軟に見直しを行います。



【現在のブロック割】

計画の構成案

参考1


第6次廃棄物処理計画
第5次廃棄物処理計画
第１章 計画策定の趣旨等
第１節 計画策定の趣旨
第２節 計画の位置づけ
第３節 計画の期間
第２章 廃棄物の現状と課題
第１節 一般廃棄物
第２節 産業廃棄物
第３節 食品ロス
第３章 基本理念及び基本方針
第１節 計画の基本理念
第２節 基本方針
第４章 廃棄物の将来予測と目標
第１節 一般廃棄物
第２節 産業廃棄物
第３節 食品ロス
第５章 目標達成等に向けての取組
第１節 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進
第２節 排出者の責務の徹底・強化
第３節 廃棄物の適正処理体制の確立
第４節 廃棄物情報の共有化と相互理解
第５節 食品ロスの削減
第６節 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え
第６章 長期ごみ処理広域化・集約化計画
第７章 廃棄物処理計画の推進
第１節 関係者の役割
第２節 計画の進行管理
第１章 計画策定の趣旨等
第１節 計画策定の趣旨
第２節 計画の位置づけ
第３節 計画の期間
第２章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針
第１節 計画の基本理念
第２節 基本方針
第３節 基本施策の方向性
第３章 一般廃棄物
第１節 一般廃棄物の現状と課題
第２節 一般廃棄物の将来予測と目標
第３節 目標達成等に向けての取組
第４節 ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画
第４章 産業廃棄物
第１節 産業廃棄物の現状と課題
第２節 産業廃棄物の将来予測と目標
第３節 目標達成等に向けての取組
第５章 食品ロス
第１節 食品ロスの現状と課題
第２節 食品ロスの将来予測と目標
第３節 目標達成等に向けての取組
第６章 廃棄物処理計画の推進
第１節 関係者の役割
第２節 計画の進行管理

参考２

第５次岡山県廃棄物処理計画

～　スイッチ！さらに持続可能な循環型社会に向かって　～

（概要版）



岡山県マスコット
「うらっち」と「ももっち」

令和４年３月
岡 山 県

1 計画策定の趣旨

（１）趣旨及び背景

本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて、平成 29(2017)年３月に「第４次岡山県廃棄物処理計画（平成28(2016)～令和２(2020)年度）」（以下「第４次計画」という。）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

近年の世界的な資源制約の顕在化、気候変動による災害の頻発化・激甚化、脱炭素社会の実現や海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた機運の高まり、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、持続可能な循環型社会への転換を一層進めていく必要があることから、第４次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検した上で、本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者すべての指針として第５次岡山県廃棄物処理計画を策定するものです。

また、令和２(2020)年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「食品ロス削減推進法基本方針」という。）」が策定されたことを受け、本計画における食品ロス削減の取組を「岡山県食品ロス削減推進計画」として位置付け、岡山県の特性に沿った食品ロス削減対策を推進するための方向性を示すものです。

（２）計画の期間

計画の期間：令和３(2021)年度～令和７(2025)年度の５年間

2 計画の基本理念及び基本方針

（１）基本理念

◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

（２）基本方針

計画の基本理念を実現するため、廃棄物に関する排出者の責務を徹底し、廃棄物の排出抑制と、再使用・再生利用・熱回収及び適正処理を基本とし、これに計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解、災害廃棄物処理を加えた６つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

① 排出者の責務の徹底・強化
② 排出抑制と循環的利用の推進
③ 適正処理の推進
④ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
⑤ 廃棄物情報の共有化と相互理解
⑥ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

3 一般廃棄物

（１）一般廃棄物の現状

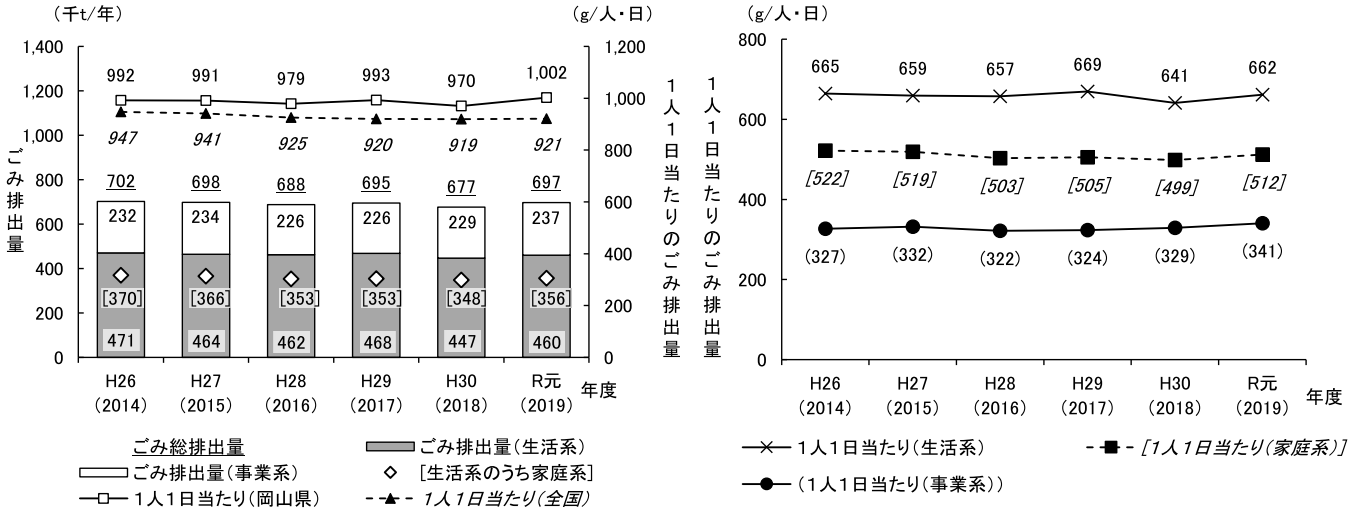
＜一般廃棄物（ごみ）の排出状況＞

○ごみ総排出量は、令和元(2019)年度は約 697 千トンとなっています。

○県民１人１日当たりのごみ排出量は、令和元(2019)年度において 1,002g/人・日となっています。

○令和元(2019)年度のごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは、約 66.0%の約 460 千トン、事業系ごみは、約 34.0%の 237 千トンとなっています。

○平成 26(2014)年度以降、生活系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは横ばい傾向にあります。

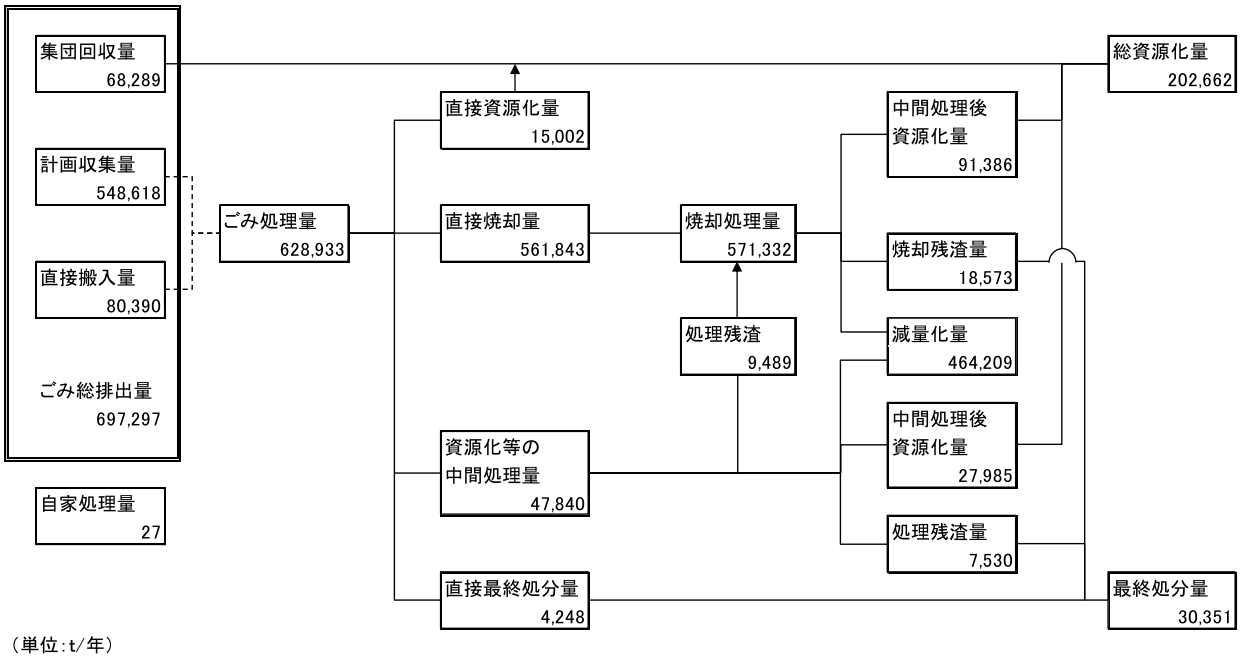


＜一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和元(2019)年度）＞

○令和元(2019)年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は約 697 千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は約 629 千トンとなっています。

○直接焼却処理された量が約 562 千トン、破砕・選別等により中間処理された量が約 48 千トン、直接資源化された量が約 15 千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が約 4 千トンとなっています。

○総資源化量（直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の合計）は、約 203 千トン、最終処分量（直接最終処分量、焼却残渣量、処理残渣量の合計）は、約 30 千トンとなっています。また、約 464 千トンが中間処理により減量化されています。

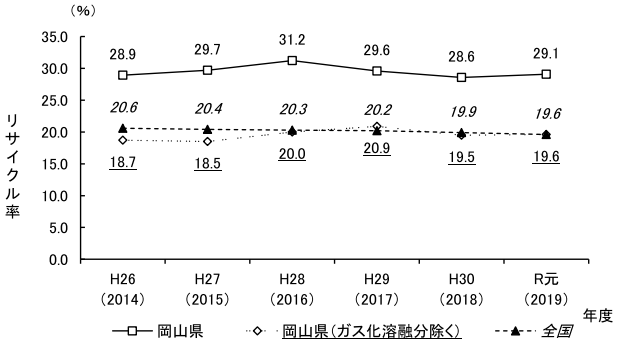


（単位：t/年）

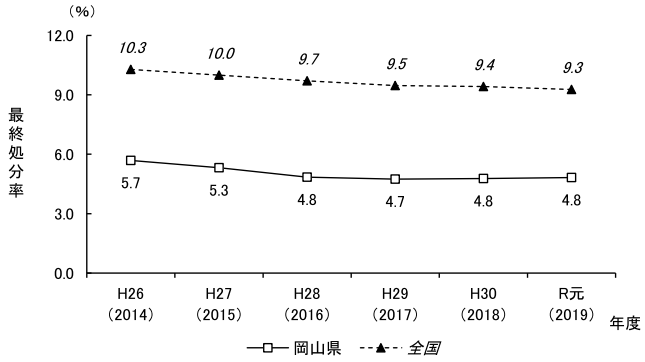
＜リサイクル率、最終処分率＞

○令和元(2019)年度のリサイクル率は、29.1%となっており、平成28(2016)年度をピークに減少あるいは横ばい傾向となっています。全国では第３位の水準で、全国平均のリサイクル率（19.6%）を9.5ポイント上回っています。

○令和元(2019)年度の最終処分率は 4.8%となっており、平成 28(2016)年度以降は概ね横ばいで推移しています。近年は全国平均を下回っている状況が継続しており、令和元(2019)年度は全国平均（9.3%）を4.5ポイント下回っています。



備考：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100



備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100

（２）第４次計画目標の達成状況と課題

区分＼項目		排出抑制（ごみ排出量）	排出抑制（うち家庭系ごみ量）	リサイクル	最終処分量
第４次計画（目標年度：令和2年度）	目標値	935 g/人･日	500 g/人･日	32.7 %	86.5 ﾄﾝ/日
現状（令和元年度実績）		1,002 g/人･日	512 g/人･日	29.1 %	82.9 ﾄﾝ/日
現状と目標値の比較		＋67 g/人･日	＋12 g/人･日	－3.6 ﾎﾟｲﾝﾄ	－3.6 ﾄﾝ/日
達成状況と課題		近年の人口減少傾向に伴い、ごみ総排出量はわずかに減少しているものの、１人１日当たりのごみ排出量は、やや増加傾向を示し、目標達成は難しい状況です。 今後、県民、事業者、市町村、県が一体となり、より一層の排出抑制に向けた取組を進めていく必要があります。	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は減少傾向を示していますが、令和元(2019)年度実績では目標達成には至っていません。 平成 30(2018)年度実績では目標値を達成していたことから、さらなる減量が図れるよう、一層の排出抑制、資源の適正な分別に向けた取組を進めていく必要があります。	リサイクル率は、全国と比べて高い水準を維持していますが、近年は横ばいで推移しており、目標達成は難しい状況です。 また、倉敷市の大規模なガス化溶融施設が令和６(2024)年度末にPFI事業契約を終了予定であることから、ガス化溶融施設に頼らない、リサイクル率の向上に向けた取組を推進していく必要があります。	最終処分量は減少しており、目標を達成する見込みです。 今後も、最終処分場の容量確保や延命化の観点から、引き続き、最終処分量を極力削減するための取組を継続していく必要があります。

（３）第５次計画の目標

第４次計画の分析・評価や国の第四次循環型社会形成推進基本計画目標の考え方を踏まえて、第５次計画における一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標を次のとおり設定します。

項目		現状（令和元(2019)年度実績）	目標（令和７(2025)年度）	目標値設定の考え方
排出抑制	１人１日当たり総排出量	1,002ｇ	935ｇ	第４次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き 935g を目標に設定。
	１人１日当たり家庭系ごみ排出量	512.1ｇ	477ｇ	１人１日当たりの総排出量の目標（935g）に、家庭系ごみの排出量割合（51.1%）を乗じて設定。 ※なお、家庭系ごみの排出量割合は、令和元(2019)年度実績を使用）
資源化（リサイクル率）		19.6 % ※ガス化溶融分を除く （29.1% ※ガス化溶融分を含む）	23.1%	第４次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き 32.7%を目標設定すべきところ、ガス化溶融施設が令和６(2024)年度で事業終了することから、当該施設の寄与分（9.6%：直近５か年の平均）を減じた 23.1%を目標に設定。
最終処分（１日当たり最終処分量）		82.9 トン	64.1 トン	第四次循環型社会形成推進基本計画の目標及び県環境基本計画（エコビジョン 2040）の目標を踏まえて設定。
排出抑制・資源化率※		96.1%	97%	上記各目標及び県環境基本計画（エコビジョン 2040）の目標を踏まえて設定。

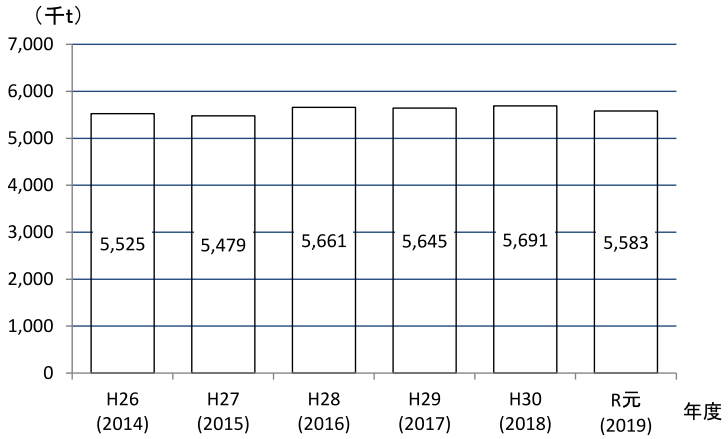
※排出抑制・資源化率 ＝（1-（埋立処分量）/（平成 17(2005)年度の排出量））×100

4 産業廃棄物

（１）産業廃棄物の現状

＜産業廃棄物の排出状況＞

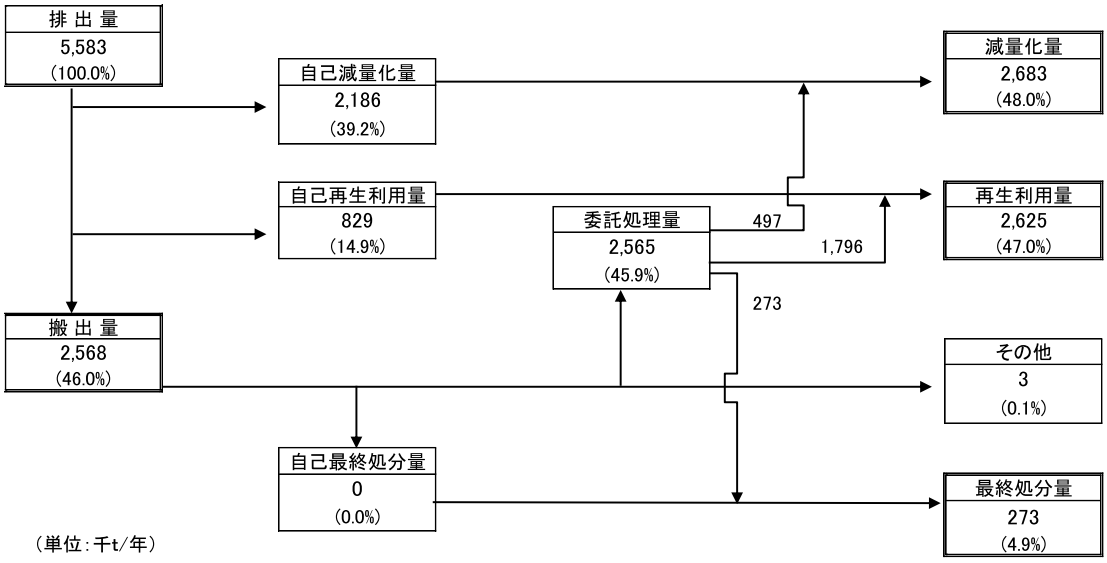
○産業廃棄物の排出量（農業を除く）は、平成27(2015)年度に一度減少し、その後は増加する傾向にありましたが、令和元(2019)年度には再び減少に転じており、5,583千トンとなっています。平成26(2014)年度（5,525 千トン）と比べると、約 58 千トン（1.0%）の増加となっています。



＜産業廃棄物の処理状況＞

○令和元(2019)年度における産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって 2,683 千トン（排出量の 48.0%）が減量化され、2,625 千トン（同 47.0%）が再生利用されています。

○最終処分量は、273 千トン（同 4.9%）となっています。

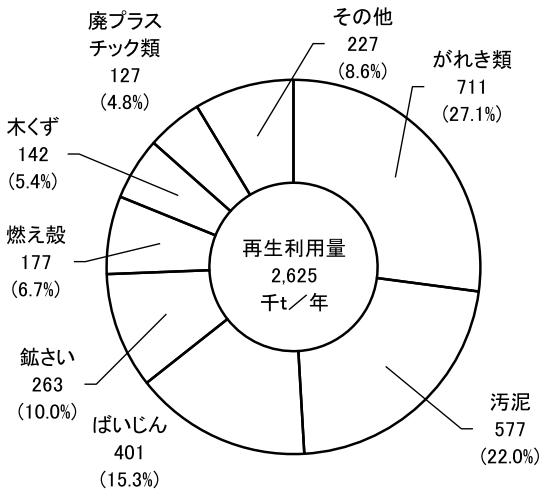


（単位：千t/年）

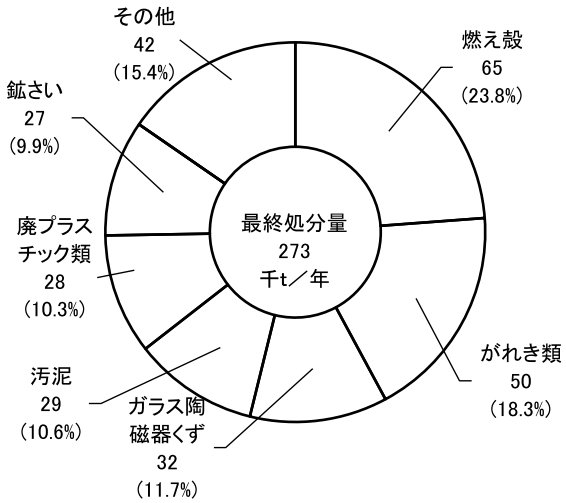
＜再生利用量、最終処分量＞

○再生利用量を種類別にみると、がれき類が 711 千トン（再生利用量の 27.1%）で最も多く、次いで汚泥、ばいじん、鉱さい、燃え殻、木くず、廃プラスチック類となっています。

○最終処分量を種類別にみると、燃え殻が 65 千トン（最終処分量の 23.8%）で最も多く、次いでがれき類、ガラス陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、鉱さいとなっています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（２）第４次計画目標の達成状況と課題

区分＼項目		排出抑制（排出量）	リサイクル	最終処分量の削減
第４次計画 （目標年度：令和2年度）	目標値	5,649 千ﾄﾝ/年	45.4%	303　千ﾄﾝ/年
現状（令和元年度実績）		5,583 千ﾄﾝ/年	47.0%	273　千ﾄﾝ/年
現状と目標値の比較		－66 千ﾄﾝ/年	＋1.6ﾎﾟｲﾝﾄ	－30　千ﾄﾝ/年
達成状況と課題		令和元(2019)年度において目標値を下回っており、目標を達成する見込みです。 なお、排出量は、経済的要因による影響も大きいと考えられることから、その動向に留意しつつ、引き続き排出抑制を進めていく必要があります。	令和元(2019)年度において目標値を上回っており、目標を達成する見込みです。 引き続き高水準でのリサイクルの取組が定着するよう促し、最終処分量の削減を図っていく必要があります。	令和元(2019)年度において目標値を上回っており、目標を達成する見込みです。 これまでの取り組みの効果が表れていますが、引き続き、最終処分量が多い品目について、減量化・リサイクルを促進し、処分量削減の一層の促進に努めます。

（３）第５次計画の目標

第４次計画の分析・評価や国の第四次循環型社会形成推進基本計画目標値設定の考え方を踏まえて、第５次計画における産業廃棄物の排出抑制等の目標を次のとおり設定します。

項目	現状（令和元(2019)年度実績）	目標（令和７(2025)年度）	目標値設定の考え方
排出抑制（排出量）	5,583 千ﾄﾝ/年	5,626 千ﾄﾝ/年	国目標（令和元年度実績からの増加率を2.7%に抑制）より増加率が抑えられる令和７(2025)年度予測値を採用。
リサイクル（再生利用率）	47.0%	47.0%	減量化率が高い本県の特性上、リサイクル率は頭打ち状態（令和７(2025)年度予測値：45.9%）にあるため、国目標（令和元年度実績から２ポイント増）によらず、令和元(2019)年度実績値を維持。
最終処分量	273 千ﾄﾝ/年	271 千ﾄﾝ/年	国目標（令和元年度実績からの増加率を約９%に抑制）に対し、現状からさらに削減が進むとする令和７(2025)年度予測値を採用。
排出抑制・資源化率※	96.1%	96%	上記各目標及び県環境基本計画（エコビジョン 2040）の目標を踏まえて設定。

※排出抑制・資源化率 ＝（1－（埋立処分量）／（平成 17(2005)年度の排出量））×100

5 食品ロス

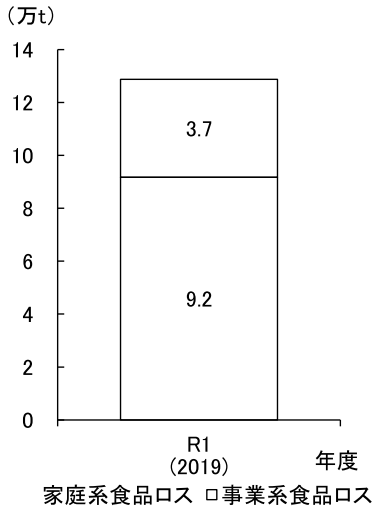
（１）食品ロスの現状

＜岡山県の食品ロス発生量＞

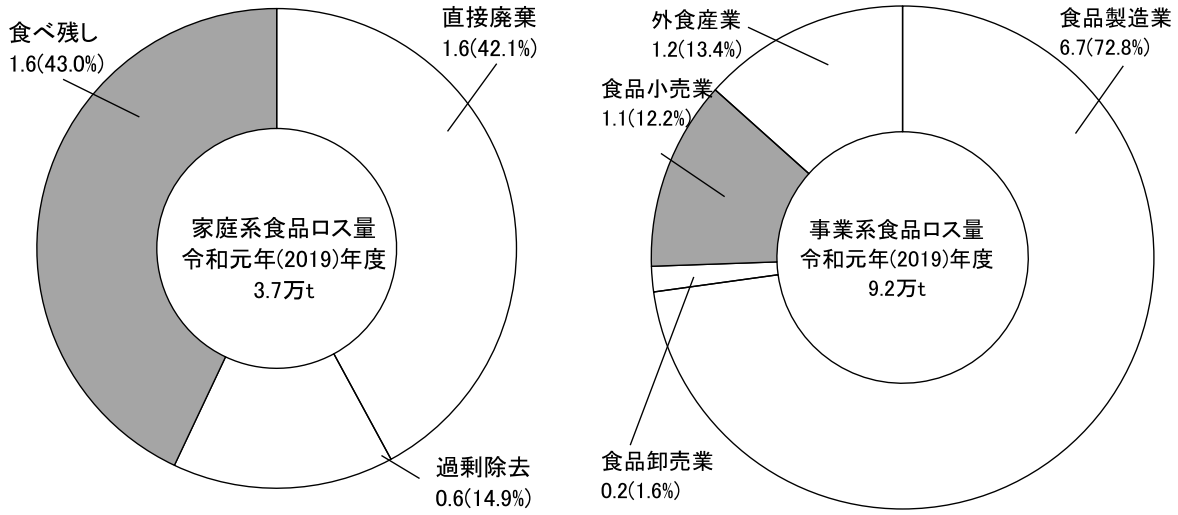
〇岡山県の食品ロス量（令和元(2019)年度推計値）は 12.9 万ｔで、家庭系食品ロスが 3.7 万ｔ、事業系食品ロスが 9.2 万ｔとなっています。

〇家庭系食品ロスの内訳は、直接廃棄が 1.6 万ｔ、過剰除去が 0.6 万ｔ、食べ残しが 1.6 万ｔとなっています。

〇事業系食品ロスは、食品製造業から 6.7 万ｔ、食品卸売業から 0.2 万ｔ、食品小売業から 1.1 万ｔ、外食産業から 1.2 万ｔ発生しており、食品製造業からの発生が約７割を占めています。



岡山県の食品ロス発生量



（２）食品ロスの課題

〇岡山県の食品製造業から排出される食品廃棄物は全国で７番目に多く、それに伴い食品ロスの発生量は、全国的にみても高い傾向にあります。

〇食品製造業から発生する食品ロスは、８割以上が製造工程で発生しており、また、食品ロスになった理由として、原料や在庫品の賞味期限切れや端数品（例：１箱にならないもの）、納品期限切れ等が挙げられています。

〇流通や商習慣の都合上、販売には適さないがまだ食べられる食品が多くあり、これらの有効な活用方法を検討するほか、卸売・小売業者に対しては、賞味期限・消費期限に近い食品から購入するよう促すなど売り切る工夫への取組、消費者に対しては、期限表示に対する正しい理解への啓発や家庭での食べ残しを減らすポイントについての情報提供等を行う必要があります。

（３）第５次計画の目標

第５次計画における食品ロスの排出抑制等の目標を次のとおり設定します。

項目		現状（令和元(2019)年度実績）	目標（令和７(2025)年度）	目標値設定の考え方
排出抑制（食品ロス量）	家庭系	3.7 万ﾄﾝ	3.3 万ﾄﾝ（約 49g/人・日）	国の令和 12(2030)年度削減目標に対する令和元(2019)年度実績値からの必要削減割合（1.8%/年）に準じて、令和７(2025)年度まで 1.8%×6 年相当の削減に取り組む。
	事業系	9.2 万ﾄﾝ	8.6 万ﾄﾝ（約 127g/人・日）	国の令和 12(2030)年度削減目標に対する令和元(2019)年度実績値からの必要削減割合（1.2%/年）に準じて、令和７(2025)年度まで 1.2%×6 年相当の削減に取り組む。
食品ロス問題に取り組む消費者の割合		56.3% ※令和２(2020)年度県民アンケート調査結果	80%以上	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の目標に倣い、設定。

6 施策の体系

基本理念

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

基本方針	施　策
1 排出者の責務の徹底・強化	（1）一般廃棄物 ●排出者の自主的な取組みの推進 ●リサイクル関連法に対する理解と協力 （2）産業廃棄物 ●廃棄物処理法の周知徹底と指導強化 ●多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底 ●環境マネジメントシステムの導入促進 ●リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進 （3）食品ロス ●県民に対する啓発等 ●事業系食品ロス削減の推進
2 排出抑制と循環的利用の推進	（1）一般廃棄物 ●目標設定による排出抑制等の推進 ●総合的な推進体制の強化 ●事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進 ●プラスチック３R の推進 ●家庭から排出される不用品等の利活用の促進 ●経済的手法の導入　●家電リサイクルの促進 ●再生品等の使用促進　●集団回収活動等の推進 ●焼却灰等の再生利用促進　●廃棄物系バイオマスの利活用等 ●リサイクル処理対象物の拡充 （2）産業廃棄物 ●再生品等の使用促進 ●環境にやさしい企業づくり ●最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進 ●循環型産業クラスターの形成 ●バイオマス資源の利活用の推進 ●農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進 ●プラスチックごみの排出抑制・リサイクルの推進 （3）食品ロス ●調査・情報収集の収集及び提供 ●未利用食品を活用するための活動の支援等
3 適正処理の推進	（1）一般廃棄物 ●再生・処理システムの見直し ●家電の引取義務外品の回収体制構築 ●ダイオキシン類排出の削減　●水銀廃棄物の適正処理の確保 ●焼却灰等の適正処理の確保　●不法投棄等の不適正処理の防止 ●海ごみ対策の推進　●地域の環境美化運動の推進 ●適正処理困難物対策 （2）産業廃棄物 ●優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進 ●適正処理に係る講習会・研修会等の充実 ●県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応 ●不法投棄等の不適正処理対策の強化 ●ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底 ●アスベスト廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物の適正処理の推進
4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	（1）一般廃棄物 ●ごみ処理施設、し尿処理施設の整備促進 ●地球温暖化防止に配慮した施設整備等 ●廃棄物処理施設の長寿命化・延命化 （2）産業廃棄物 ●産業廃棄物処理施設の安定的確保
5 廃棄物情報の共有化と相互理解	（1）一般廃棄物 ●環境教育・環境学習の推進 ●情報提供の推進 ●循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用 （2）産業廃棄物 ●廃棄物処理関連情報の充実と情報公開の推進 ●環境教育・環境学習の推進
6 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え	（1）一般廃棄物 ●災害廃棄物処理計画の策定及び処理体制の整備 ●県内における災害廃棄物処理連携体制の整備 ●県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備

7 計画推進のための関係者の役割

循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

県民の役割

○廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。
　◆買い物袋（マイバッグ）の持参　◆レジ袋・包装類の辞退　◆ごみ排出の少ない商品の購入
　◆耐久性に優れた商品の購入　◆再生利用が容易な商品の購入　◆再生品の購入　　等
○食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの削減につながる行動に努める。
○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。
○リサイクル関連法に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。
等

事業者の役割

○物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
○廃棄物の減量化とリサイクルに配慮した製品の製造・販売に努める。
○製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。
○排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。
○環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001、エコアクション 21 等）を積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努める。
○岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。　等

処理業者の役割

○関係法令遵守に加えて地域の生活環境にも配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。
○行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。
○岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
○行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各制度の理解に努める。
等

市町村の役割

○一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。
○一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、広域ブロックの枠組みを踏まえつつ、各種リサイクル法に基づく循環利用やエネルギー回収等に積極的に取り組む。
○ごみの排出抑制、再生利用等に関する取組について普及啓発や情報提供等を行い、住民の施策への協力や自主的な取組を促進する。
○災害廃棄物処理計画を策定（改訂）し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。
○不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。　等

県の役割

○産学官の連携や民間団体と協働して、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進する。
○廃棄物・リサイクル情報を提供する「おかやま廃棄物ナビ」の利用促進を図る。
○各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、3R を推進する。
○不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。
○瀬戸内海の海ごみ問題について周知し、発生抑制に向けた啓発を進め、効率的な回収を検討する。
等

第５次岡山県廃棄物処理計画（概要版）

岡山県　環境文化部　循環型社会推進課
〒700-8570
岡山市北区内山下２丁目４番６号
ＴＥＬ　086-226-7306　ＦＡＸ　086-224-2271
E-mail　junkan@pref.okayama.lg.jp
岡山県庁 HP　http://www.pref.okayama.jp/

VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。